

## 平成二十五年法務省令第二十二号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則  
 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六條第一項及び第十條の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則を次のように定める。

（請求書の様式）

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「法」という。）第六條第一項に規定する請求書は、別記様式によるものとする。

（請求書に添付すべき資料）

第二条 法第六條第一項に規定する請求書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。

一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号。以下「政令」という。）第一条第四項に規定する路程賃を請求するときは、天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料

二 政令第一条第五項に規定する航空賃を請求するときは、その支払を証明するに足る資料及び航空機への搭乗を証明するに足る資料

三 政令第四条に規定する本邦と外国との間の旅行に係る被害者参加旅費等を請求するときは、前二号に掲げるもののほか、次のイからニまでに掲げる資料

イ 毎日の行程及び宿泊地名並びに搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した旅行日記

ロ 政令第四条において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号。以下この号において「旅費法」という。）第三十二條第一号ロ、第二号若しくは第三号に規定する運賃、旅費法第三十三條第一号若しくは第二号に規定する運賃又は旅費法第三十四條第一号ハ、第二号ロ若しくは第三号に規定する運賃を請求するときは、運賃の等級及び額を証明するに足る資料

ハ 旅費法第三十二條第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は旅費法第三十三條第四号に規定する寝台料金を請求するときは、その支払を証明するに足る資料

ニ 旅費法第三十四條第二項に規定する路程賃を請求するときは、その支払を証明するに足る資料

四 政令第五条ただし書の規定により計算した同条本文に規定する被害者参加旅費等を請求するときは、天災その他やむを得ない事情を証明する資料

（旅費等の調整）

第三条 法務大臣（法第八條第一項の規定により日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三條に規定する日本司法支援センターをいう。以下この条において同じ。）が同項各号に掲げる法務大臣の権限に係る事務を行う場合には、日本司法支援センター）は、被害者参加人が手続への参加を許された刑事被告事件における証人として旅費、日当又は宿泊料の支給を受ける場合その他当該刑事被告事件の公判期日又は公判準備への出席のための旅行における特別の事情により政令の規定による額の被害者参加旅費等を支給したならば不当に旅行の実費を超えた被害者参加旅費等を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の被害者参加旅費等を支給しないことができる。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

附 則 （令和六年三月二一日法務省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第六條第一項に規定する請求書の様式は、この省令による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るた

めの刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則別記様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別記様式（第一条関係）

※ 請求者欄にご記入いただいた個人情報及び口座情報は、旅費等の振込手段以外には使用しません。

※ 請求期間は訴訟手続が終了した日の翌日から30日以内です。

被害者参加旅費等請求書

令和 年 月 日

法務大臣 殿  
(日本司法支援センター扱い)



請求者 大・昭  
氏名(自署) 平・令  
年 月 日 生  
電話 自宅・携帯・その他 ( )  
現住所 〒 -  
送金通知書の送付先 (現住所と異なる場合のみ) 〒 -

振込口座 金融機関名 支店名 口座番号 口座名義 (カナ)  
以下のとおり被害者参加人として公判期日又は公判準備に出発したため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第6条第1項に基づき、旅費、日当及び宿泊料を請求します。

参加許可決定を受けた事件 事件番号 裁判所 支部 令和 年 ( ) 第 号

日帰り旅行記載用 ① 日帰りである。 ② 全て同じ出発地、同じ帰着地である。 ③ 航空機を利用していない。 ④ 特別な経路や交通手段(タクシー等)を利用していない。 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日、月 日、月 日、月 日

別記様式（第一条関係）

被害者参加旅費等請求書（続）

請求者氏名

出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日

| 出発日                        | 出発地 (該当するものに☑)   | 帰着日                        | 帰着地 (該当するものに☑)   | 宿泊・交通手段(*) (該当する場合☑)   |
|----------------------------|--|----------------------------|--|--|
| 月 日                        | <input type="checkbox"/> 現住所<br><input type="checkbox"/> 現住所以外(勤務先等) (所在地: ) | 月 日                        | <input type="checkbox"/> 現住所<br><input type="checkbox"/> 現住所以外(勤務先等) (所在地: ) | <input type="checkbox"/> 有料施設に宿泊(ホテル等)<br>① 月 日 ~ (泊)<br>② 月 日 ~ (泊)<br><input type="checkbox"/> 無料施設に宿泊(親族宅等)<br>① 月 日 ~ (泊)<br>② 月 日 ~ (泊)<br><input type="checkbox"/> 航空機を利用<br><input type="checkbox"/> 特別の経路・交通手段(タクシー等)を利用 |
| 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   |
| 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   |
| 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日 | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   | 出席した公判期日又は公判準備 月 日、月 日、月 日   |

\* 裁判所と宿泊施設間の交通費は日当にて補われます。